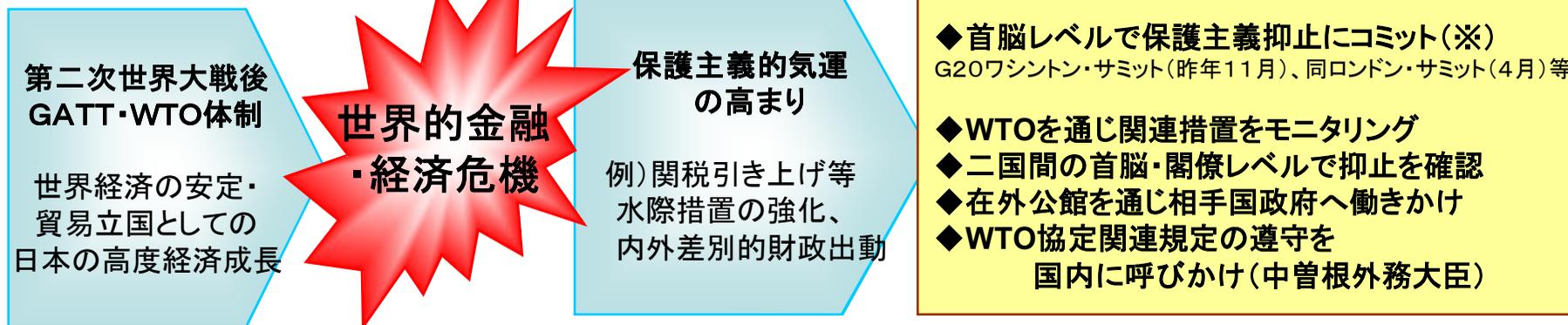


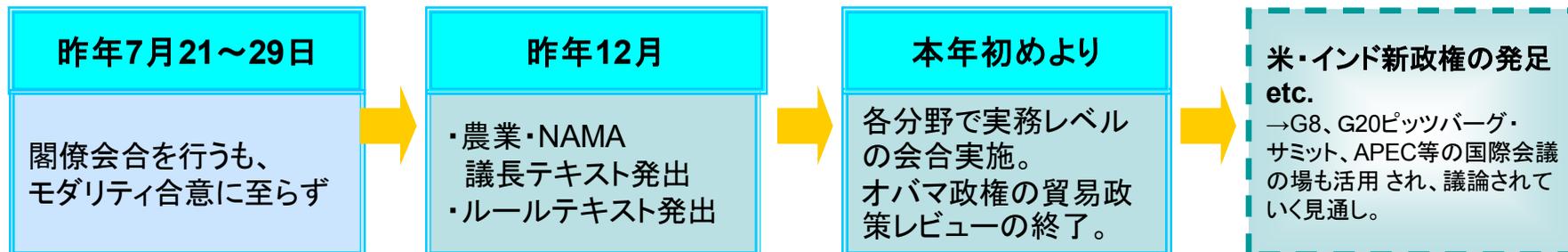
保護主義への対応とWTOドーハ・ラウンド交渉

1. 保護主義への対応



※ 投資、物品・サービスの貿易に対する新たな障壁を設けず、新たな輸出制限を課さず、WTO協定と整合的でない輸出刺激策をとらない。WTOに対し、他の国際機関と共に、それぞれの権限の範囲内で、これらの取組に対する我々の遵守状況を監視し、四半期毎に公表するよう求める等。
(ロンドン・サミット首脳声明(4月2日))

2. WTOドーハ・ラウンド交渉



- 本年に入り、農業、NAMA(鉱工業品他)、サービス、ルール等の分野で事務レベルの交渉が再開。
- 米新政権によるDDAを含む貿易政策レビューの終了、インドの新内閣成立を経て、今後交渉の本格化が予想される。
- G8サミットにおいてもDDAの今後の取り進め方について議論される見込み。
- 11月末には定例閣僚会議が開催され、上記1.も含めWTOの活動全般がレビューされる予定。